

職員の酒気帯び運転について

令和6年2月22日に情報提供を行った職員の酒気帯び運転について、4月9日付けで職員の懲戒処分を次のとおり行ったので、情報提供いたします。

【処分対象者及び処分の内容】

処分事由	飲酒運転
所属部	保健福祉部
職名	係長
年齢	51歳（当時50歳）
性別	男
処分内容	免職

【処分に至った事実の概要】

令和6年2月20日(火)午前7時30分頃、保健福祉部に勤務する係長が、前日夜の自宅での飲酒后、アルコールが残った状態で運転し、出勤途中で警察による取り締まりを受け、呼気検査によりアルコールが検出される事案が発生しました。

市としては本人からの報告をもとに事情聴取等を行い、事実を確認した上で処分を決定した次第です。

日頃から飲酒運転に関する注意喚起があつたにもかかわらず、酒気帯び運転をした行為は、地方公務員として相応しくない行為であり、市民から行政を付託され、公務員倫理を常に意識する立場であるにもかかわらず、市の信用を著しく失墜させたことから、本市の懲戒処分の基準に則し、懲戒免職としたものです。

【その他 管理監督責任】

部長、課長、課長補佐、主査 訓告処分

※笠間市ホームページでも公表しております。

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 市長公室 人事課 担当：藤田

電話番号：0296-77-1101 (内線550) ファックス番号：0296-77-1324 e-mail：shokuin@city.kasama.lg.jp